

1. 河合町バリアフリー特定事業計画の策定方針について

1.1. 策定の趣旨

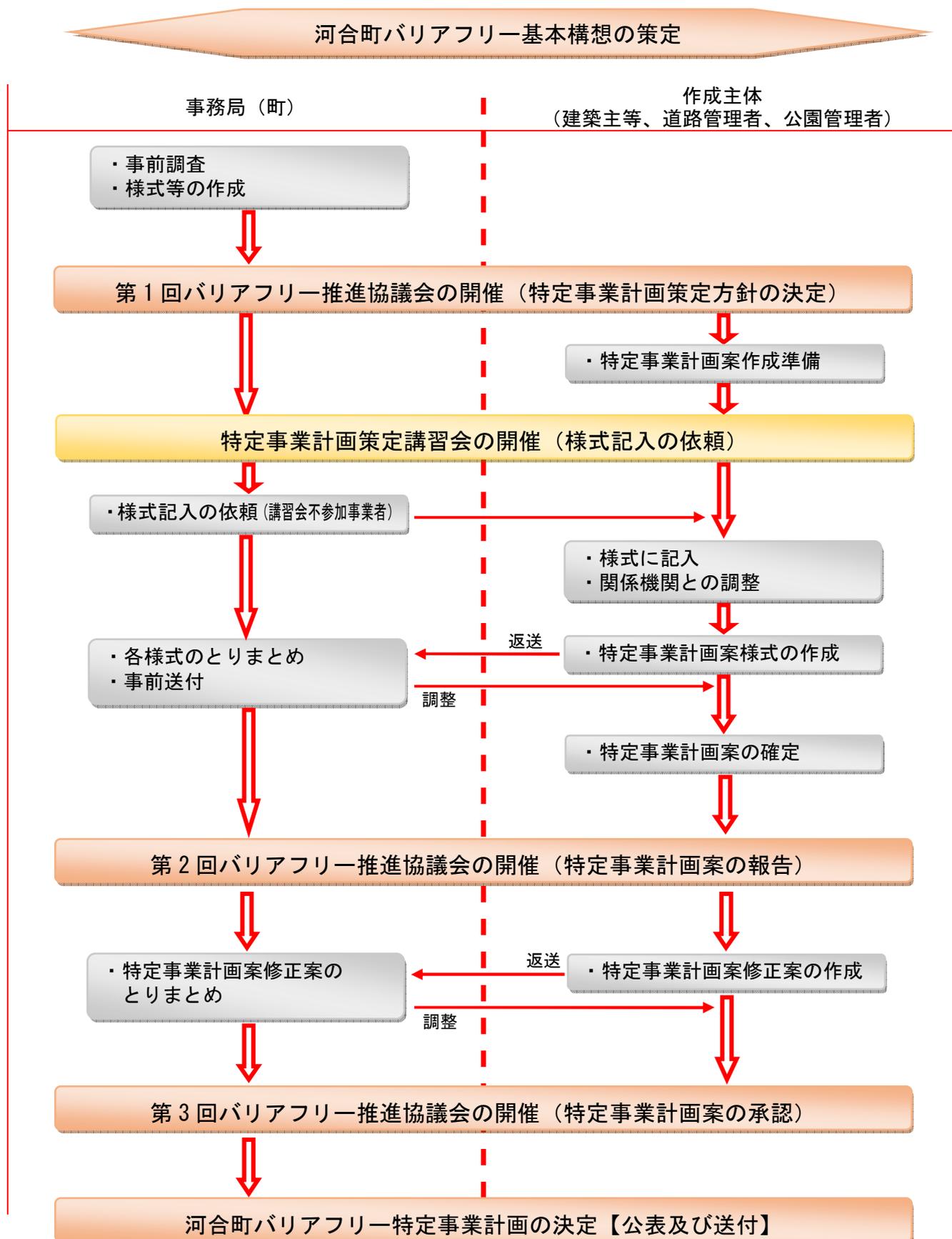
河合町では、平成26年度に「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」又は「新法」)に基づき「河合町バリアフリー基本構想(以下「基本構想」)」を策定しました。基本構想では、町内の旅客施設3駅を中心とする地区(重点整備地区)において、「ともに支え合い、健やかに暮らせる歴史と自然、文化にあふれる豊かなまち河合町」を目指して、バリアフリー化を進めるとしてあります。

今後、基本構想の実現に向けて、関係する事業者は、基本構想に沿った具体的な事業計画を作成し、事業を進めていくこととなります。この事業計画が「特定事業計画」です。

表 1.1.1 バリアフリー新法における位置づけ

	建築物特定事業	道路特定事業	都市公園特定事業
根拠条文	新法第35条	新法第31条	新法第34条
作成主体	建築主等	道路管理者	公園管理者
作成方法	単独又は共同	単独又は共同	単独又は共同
定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する建築物 ・事業内容 ・実施予定期間 ・資金の額 ・資金の調達方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する区間 ・事業内容 ・実施予定期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する都市公園 ・事業内容 ・実施予定期間
意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・河合町 ・施設設置管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・河合町 ・施設設置管理者 ・公安委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・河合町 ・施設設置管理者
公表	—	○	○
送付	<ul style="list-style-type: none"> ・河合町 ・施設設置管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・河合町 ・施設設置管理者 ・公安委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・河合町 ・施設設置管理者

1.2. 策定のながれ



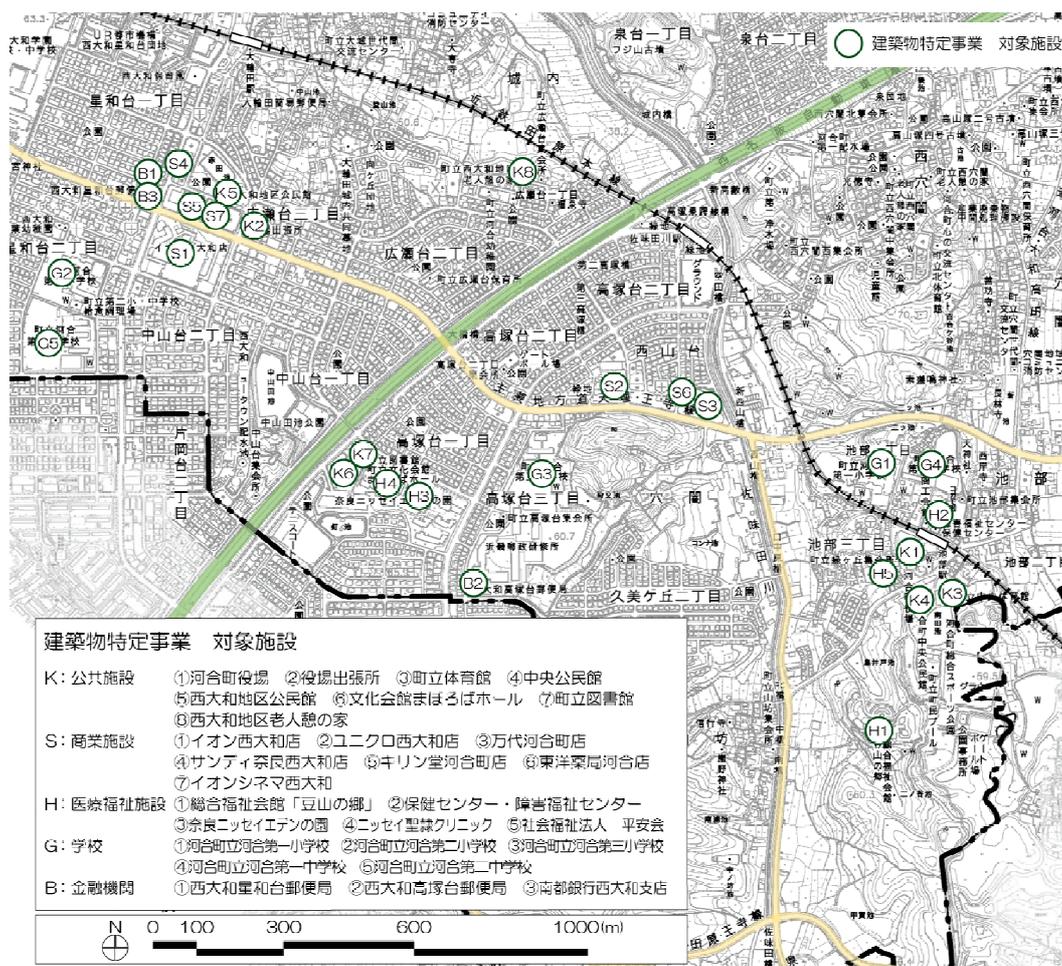
2. 特定事業について

基本構想において、各施設管理者と調整を行い「実施すべき特定事業」を取りまとめました。「実施すべき特定事業」では、実施する整備内容、目標の年度（短期：概ね5年以内、中期：概ね10年以内、長期：概ね10年以降）を整理しました。特定事業計画では、基本構想で検討を行った「実施すべき特定事業」をより具体的にし、事業主体、実施対象施設、事業内容、実施の予定期間を定めます。

表 2.1 各特定事業別対象施設数

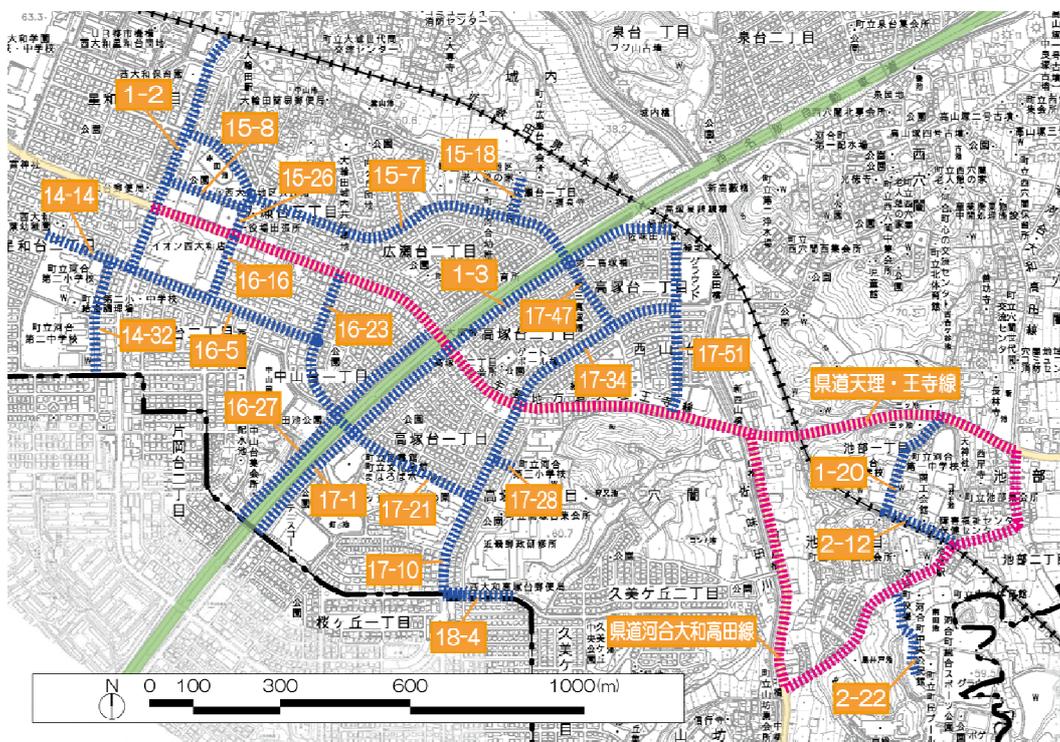
特定事業	対象数	施設例	
建築物特定事業	28 施設	河合町役場 イオン西大和店 など	
道路特定事業	単路	25 路線	県道天理王寺線、町道 など
	交差点	11 ヶ所	星和台1丁目交差点 など
	バス停留所	8 ヶ所	中山台2丁目バス停 など
都市公園特定事業	5 ヶ所	河合町総合スポーツ公園 など	

2.1. 建築物特定事業

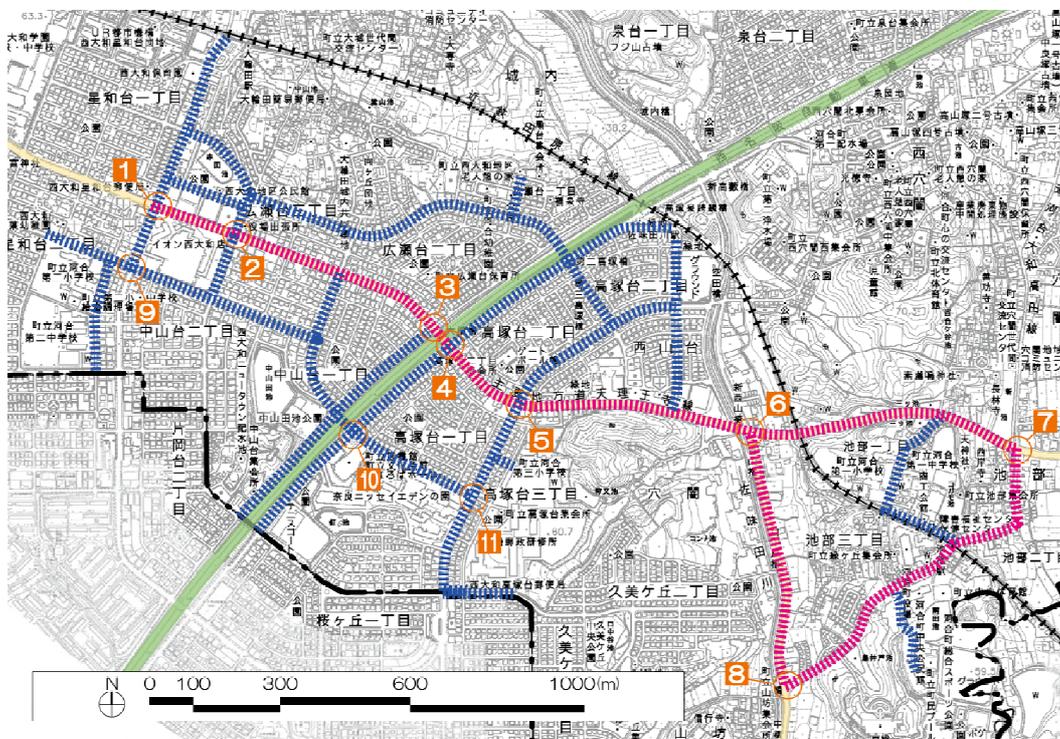


2.2. 道路特定事業

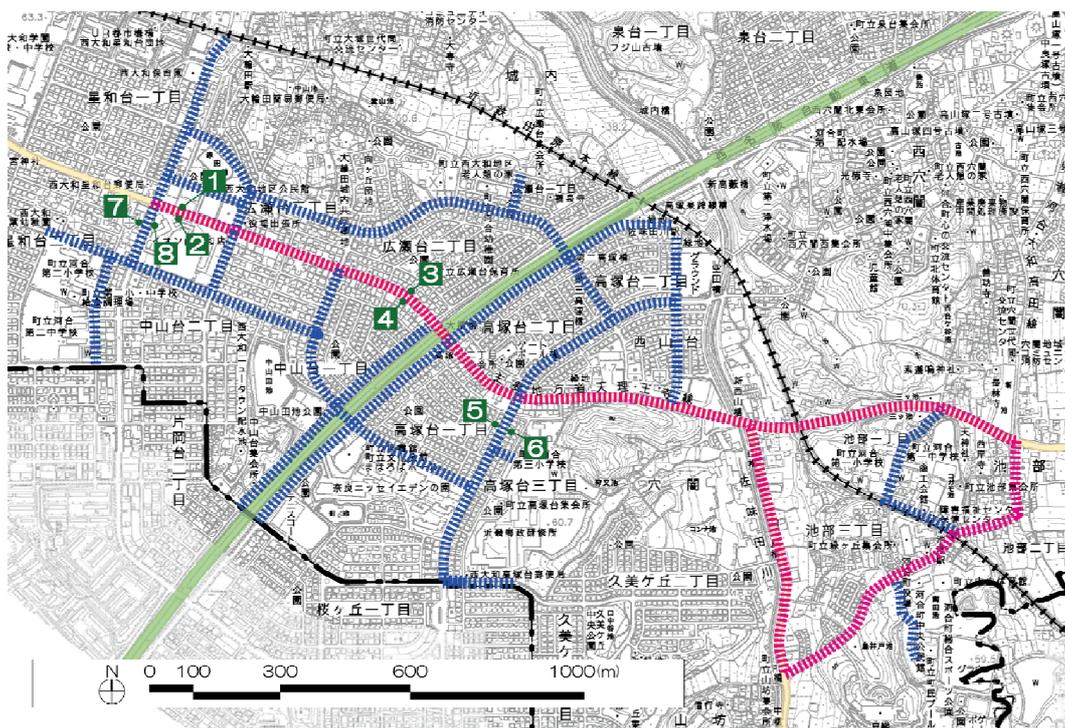
①単路



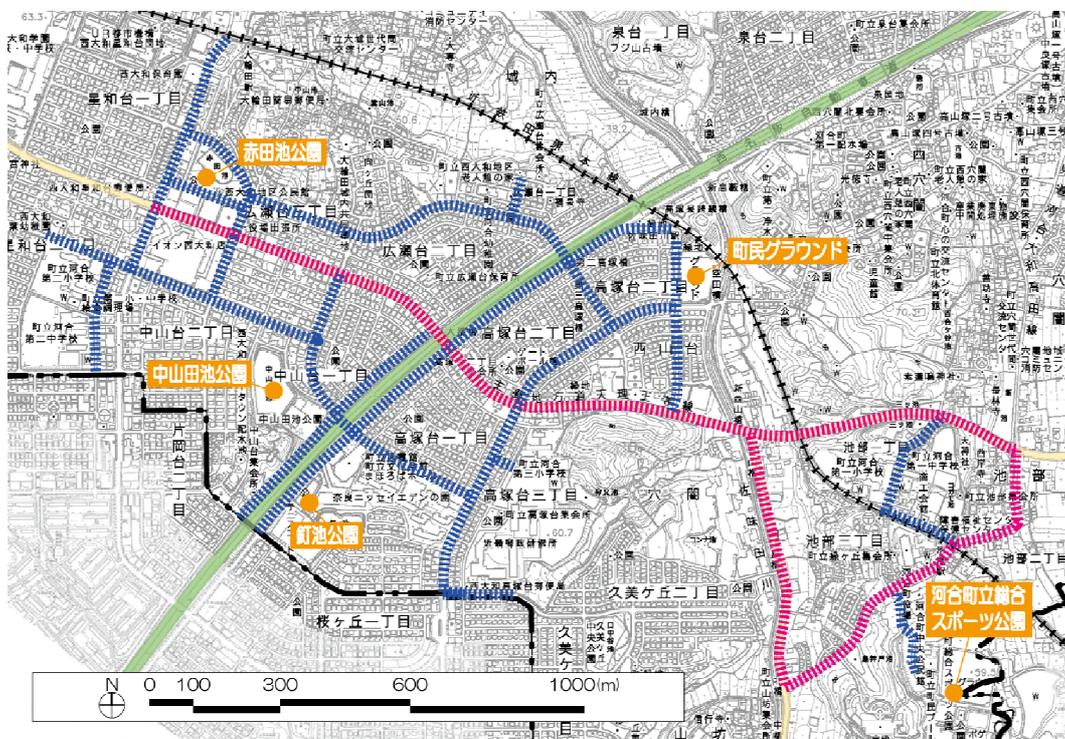
②交差点



③バス停留所

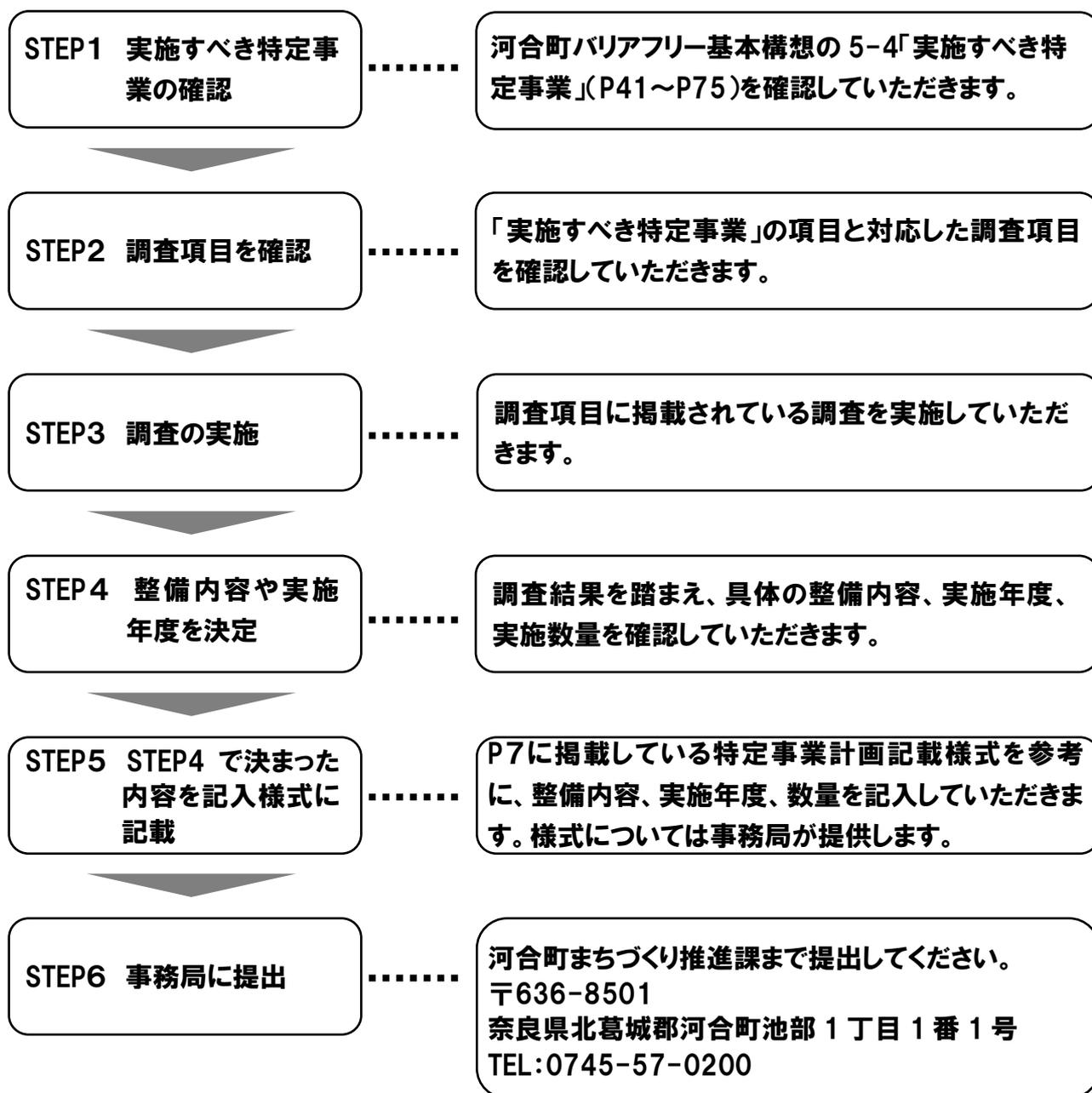


2.3. 都市公園特定事業



3. 計画策定作業について

特定事業計画を策定するにあたっての作業については、各施設管理者に実施していただきます。各施設管理者に、以下のフローに基づき、調査から特定事業計画策定様式までの記入を実施していただきます。



次頁以降に実際に調査から記入様式に記載した例を掲載しています(実施の年度等については、事務局が想定し記入した)。

3.1. 建築物特定事業(河合町役場)の例

平成26年12月25日に河合町役場の調査を行いました。

STEP1 実施すべき特定事業の確認

河合町バリアフリー基本構想の「実施すべき特定事業」を確認しました。

河合町役場		用途：公共施設			所在地：河合町池部1丁目1番1号			
施設写真		整備内容	目標時期			備考		
			短期	中期	長期			
		トイレの段差解消	○					
		トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	○					
		案内所の設置				最寄りの職員が対応		
		誘導サインの設置・改良	○					
		トイレ用案内点字版の設置	○					
バリアフリー 情報	スロープ	案内所※	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

STEP2 調査項目を確認

「実施すべき特定事業」を確認し、調査確認項目を把握しました。

対象箇所	実施すべき特定事業	調査・確認項目
トイレ	トイレの段差解消	●トイレに段差が無い確認
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	●洗面台がユニバーサルデザイン化されている確認
	トイレ用案内点字版の設置	●トイレ入り口に、トイレ内の案内板がある確認
誘導・案内	誘導サインの設置・改良	●誘導サインの設置の有無、見やすいデザインになっている確認
	案内所の設置	●案内所または、屋外インターフォンの有無を確認

STEP3 調査の実施

調査内容を確認し、調査を行いました。

対象箇所	実施すべき特定事業	調査・確認項目
トイレ	トイレの段差解消	トイレの段差解消を解消する方法及び、箇所数を確認しました。
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化に関する方法及び、箇所数を確認しました。
	トイレ用案内点字版の設置	トイレ用案内点字版を設置する箇所数を確認しました。
案内・誘導	誘導サインの設置・改良	誘導サインを設置する箇所数を確認しました。
	案内所の設置	案内所を設置する箇所数を確認しました。

調査した結果を以下に整理します。

①トイレの段差解消

	男子便所	女子便所
1階	非適応（段差あり）	非適応（段差あり）
2階	非適応（段差あり）	非適応（段差あり）
3階	非適応（段差あり）	非適応（段差あり）
地下（2か所）※	非適応（段差あり）	

※地下のトイレについては、男女兼用

②トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化

	男子便所	女子便所
1階（2か所）	非適応	非適応
2階（2か所）	非適応	非適応
3階（2か所）	非適応	非適応
地下（2か所）	非適応（段差あり）	

③トイレ用案内点字版の設置

	男子便所	女子便所
1階	非適応	非適応
2階	非適応	非適応
3階	非適応	非適応
地下（2か所）	非適応（段差あり）	

④誘導サインの設置・改良

	設置状況	備考（状況）
1階	非適応	・トイレ等に誘導するサインが小さく見えにくい
2階	非適応	・トイレ等に誘導するサインが小さく見えにくい
3階	非適応	・トイレ等に誘導するサインが小さく見えにくい
地下	適応	・トイレに誘導するサインは見えにくいですが、エレベーターへの誘導は拡充していた。

⑤案内所の設置

案内所の設置については、「最寄りの職員が対応」するため、未調査としました。

STEP4 整備内容や実施年度を決定

調査の結果以下の対応が必要でした。

対応	対応が必要な個数	整備する個数	備考
①トイレの段差解消	8	6※1	—
②トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	8	6※2	—
③トイレ用案内点字版の設置	5※3	3※4	—
④誘導サインの設置・改良	一式	一式	—

※1：地下トイレについては、一般の方の利用は少ない為、整備を行わない。

※2：地下トイレについては、一般の方の利用は少ない為、整備を行わない。

※3：1～3階については、男子トイレ、女子トイレが近い為、1つの点字版で対応する。地下トイレについては、それぞれが離れているため、設置する場合は、2つ必要となる。

※4：地下トイレについては、一般の方の利用は少ない為、整備を行わない。

費用等を踏まえ、実施時期を決定しました（事務局が想定）。

STEP5 STEP4 で決まった内容を記入様式に記載

整備対象	河合町役場	事業主体	河合町														備考		
事業内容	事業量	事業費	事業の実施計画（年度）																
			28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	～					
ト イ レ	トイレの段差解消 （スロープの設置）	6	—	→															
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化 （自動水洗の設置、手すりの設置等）	6	—	→															
	トイレ用案内点字版の設置 （各トイレに点字版を設置）	3	—	→															
誘 導 案 内	誘導サインの設置・改良 （誘導サイン等の統一、見やすい デザインへの変更）	1	—	→															※1
	案内所の設置	—	—																※2
事業実施に際し配慮すべき重要事項（備考）																			
※1 誘導サインの設置・改良については、単一で実施したとしても効果が低いので、一式として実施する。																			
※2 案内所は設置しないが、入口付近にいる職員等が対応等を行う。その為、対応マニュアル等の作成を行い、適宜対応できる体制を作る。																			

STEP6 事務局に提出(5月末を予定)

3.2. 道路特定事業(町道 17-51 号線)の例

平成 26 年 12 月 25 日に町道 17-51 の調査をおこないました。

STEP1 実施すべき特定事業の確認

河合町バリアフリー基本構想の「実施すべき特定事業」を確認しました。

町道 17-51 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2
	歩行空間の確保			○	※4
	歩行者の安全な誘導			○	※4

STEP2 調査項目を確認

「実施すべき特定事業」を確認し、調査確認項目を把握しました。

対象箇所		実施すべき特定事業	調査・確認項目
単路	段差・平坦性	車道と歩道の段差解消	●歩道がセミフラット方式になっているか確認
		乗入部の平坦性確保	●乗入部において、平坦な部分が幅員 2 m 以上確保されているか確認
	誘導・安全性の確保	歩行空間の確保	●歩車分離がされているか確認してください。
		歩行者の安全な誘導	●歩車分離が困難な箇所において、歩行者の安全な誘導がなされているか確認
		歩道幅員の確保	●歩道幅員が 2 m 以上確保されているか確認
		障害物の撤去	●植栽柵等によって、歩道幅員が 2 m 以上確保できていない箇所を確認

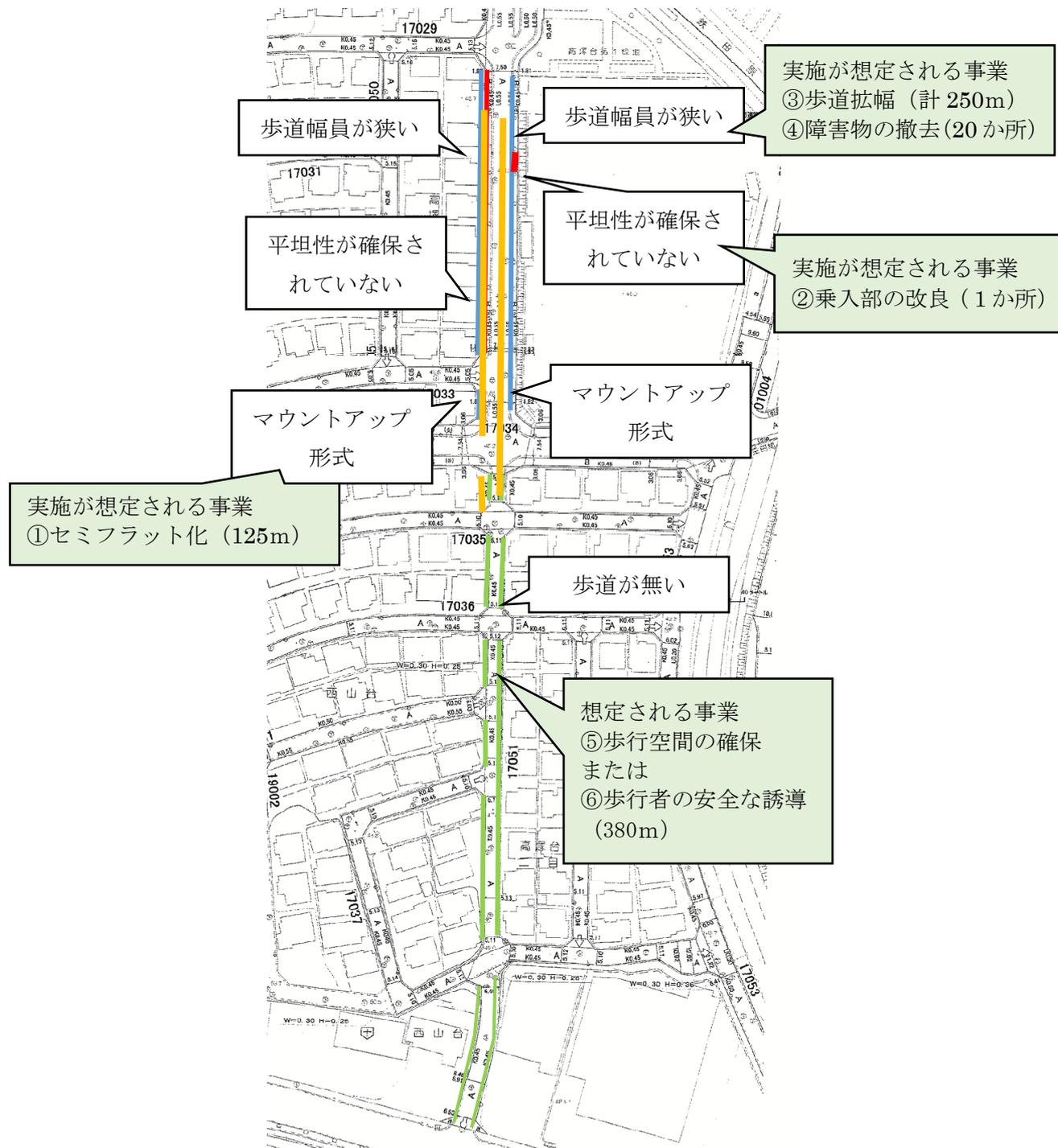
STEP3 調査の実施

調査内容を確認し、調査を行いました。

対象箇所	実施すべき特定事業	調査内容
段差・平坦性	車道と歩道の段差解消	セミフラット化をする延長、または乗入部の改良を行う箇所数を確認しました。
	乗入部の平坦性確保	
誘導・安全性の確保	歩行空間の確保	歩道を設置する延長を確認しました。
	歩行者の安全な誘導	歩行者専用路側帯等の対応を行う延長を確認しました。
	歩道幅員の確保	歩道幅員を拡張する延長を確認しました。
	障害物の撤去	障害物を撤去する箇所数を確認しました。

STEP4 整備内容や実施年度を決定

調査した結果及び対策手法の検討結果（STEP4）を以下に整理します。



①～⑥による対応が必要であったが、①～⑥においては、以下の検討課題がありました。

	検討課題
①、②	車道部と歩道の段差解消、歩道部の平坦性確保、乗入れ部の平坦性確保については、現状及び将来の沿道土地利用や交通量を踏まえた上位計画の見直しや大規模改築が必要となる
③、④	歩道幅員の確保や障害物（植樹柵等）の撤去については、地元住民の理解や協力等の個別対応も必要になる。
⑤、⑥	歩行空間の確保、歩行者の安全な誘導については、歩車共存道路における車両通行幅員や交通運用等、警察や周辺住民等との協議・調整が必要となる。

STEP5 STEP4 で決まった内容を記入様式に記載

整備対象		町道 17-51 号線		事業主体		河合町												
事業内容		事業量	事業費	事業の実施計画（年度）												備考		
				28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	～			
単路	段差平坦性	車道と歩道の段差解消	—	—													→	※1
		乗入部の平坦性確保	—	—													→	※1
誘導・安全性の確保		歩行空間の確保	—	—													→	※2
		歩行者の安全な誘導	—	—													→	※2
		歩道幅員の確保	—	—													→	※3
		障害物の撤去	—	—													→	※3
事業実施に際し配慮すべき重要事項（備考）																		
<p>※1 車道部と歩道の段差解消、歩道部の平坦性確保、乗入れ部の平坦性確保については、現状及び将来の沿道土地利用や交通量を踏まえた上位計画の見直しや大規模改築が必要となる</p> <p>※2 歩行空間の確保、歩行者の安全な誘導については、歩車共存道路における車両通行幅員や交通運用等、警察や周辺住民等との協議・調整が必要となる。</p> <p>※3 歩道幅員の確保や障害物（植樹柵等）の撤去については、地元住民の理解や協力等の個別対応も必要になる。</p>																		
事業実施位置図																		